

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月26日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	墨田区
4. 届出番号	33
5. 独自利用事務の事例番号	10.11-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/mynumber/index.html

執行機関名 墨田区長

障害児通所給付費等の支給に関する事務又は障害者福祉サービスの提供に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	墨田区児童育成手当条例(昭和49年墨田区条例第19号)による児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの(障害手当に限る)
②番号法別表第1の項	8	
③番号法別表第2の項	10,11	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第一 第20の項 墨田区児童育成手当条例(昭和46年墨田区条例第19号)による児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	墨田区児童育成手当条例(昭和46年墨田区条例第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u>	第一条 この条例は、 <u>児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		墨田区児童育成手当条例(昭和46年墨田区条例第19号) 墨田区児童育成手当条例施行規則